

令和5年度
中能登町介護保険運営委員会
中能登町地域密着型サービス運営委員会
中能登町地域包括支援センター運営協議会

(※令和6年能登半島地震の影響を鑑み書面開催)

各委員会の資料は同封のものをご覧ください。
資料内容の概要については下記のとおりです。

< 1 > 中能登町介護保険運営委員会

【資料1】

◎介護保険事業の状況報告について

1. 被保険者数の推移 P1

町の総人口及び高齢者（65歳以上）人口は減少傾向ですが、それに対して75歳以上の人口及び高齢化率は増加傾向です。

2. 要介護認定者の推移 P1

要介護認定者数は年度によって増減がありますが、要介護3～5のいわゆる「重度認定者」の人数が全体の半分以上を占めています。それに対して、要介護1～2の「軽度認定者」は減少傾向です。

3. 介護サービスの利用状況と介護給付費 P2

(1) 介護サービス利用量の推移

- ・居宅サービスは、訪問介護や訪問看護などの訪問系サービスや福祉用具貸与の利用が増加傾向にあります。それに対し、通所介護の利用が減少傾向にあります。通所介護はこの3年間は新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えもありますが、潜在的な利用需要は減っていないと思われます。
- ・地域密着型サービスは、この3年間に新たな事業所の指定は無く、利用人数はほぼ横ばいです。令和2年度に開設した、認知症対応型通所介護（ひまわり）は利用者数が年々増加しております。
- ・施設サービスは、介護老人保健施設（特養）、介護老人保健施設で給付費が増加傾向にあります。

【地域分析】

中能登町は近隣市町に比べて重度認定率が高く、訪問看護や通所リハビリテーションなどの医療系サービスの利用が多く、施設系サービスの受給率が高いことが特徴です。【別紙1参照】

(2) 介護サービス費用の推移 P3

令和3年度は、いずれのサービス種別においても事業計画を下回っています。令和5年度においては、居宅サービス費・地域密着型サービス費共に、計画

値を上回る見込みであり、施設サービス費の実績においても過去2年間で大きく上回る見込みです。大きな要因として、「要介護認定の推移」における「重度認定者」の多さがあげられます。

(3) 介護給付費等の推移 P3

- ・介護給付費は年々増加しています。
令和4年度における「65歳一人当り介護給付費」は、中能登町は県内市町の中で上位に位置付けられます（上から4番目）。【別紙2参照】
- ・65歳以上の介護保険料は、令和5年度は令和6年能登半島地震による被災者を対象にした減免制度により減少見込です。【別紙3参照】
- ・介護給付費準備基金は、介護給付費の増加及び令和6年能登半島地震による被災者を対象にした各種減免制度の実施に伴い、令和5年度は取り崩す見込みです。【別紙4参照】

◎介護人材確保対策事業の取組 P4

- ・令和4年度より「介護分野資格取得支援事業助成金」「介護職員等継続勤務奨励金」の町独自事業を実施しており、令和6年度からは対象職種の拡充を図っております。また、制度周知と人材確保に向けた啓発も適宜行っております。

< 2 > 中能登町地域密着型サービス運営委員会

【資料2】

1. 中能登町地域密着型サービス事業所の指定状況について

- ・中能登町内の事業所の新規指定及び指定の更新はありませんでしたが、小規模多機能型居宅介護事業所の「恵寿みおや」は、令和6年4月1日より運営を休止する予定です。
- ・令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響により、避難等により金沢市内の事業所の利用が発生したことにより、中能登町外の3事業所を新規に指定しました。

2. 中能登町地域密着型サービス事業者の運営指導について

- ・地域密着型サービス事業所2事業所 及び 居宅介護支援事業所1事業所の運営指導を行いました。

< 3 > 中能登町地域包括支援センター運営協議会

1. 令和5年度中能登町地域包括支援センター事業報告

【資料3-①】

地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。(介護保険法第115条の46第1項)

主な業務としては、以下のとおりです。

- 総合相談支援業務：適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的に支援する
- 権利擁護業務：高齢者の人権を守る支援（虐待防止や成年後見制度活用促進など）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務：高齢者やその家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように、包括的及び継続的に支援する（ケアマネジャーへのサポート、支援困難事例等への助言など）
- 介護予防ケアマネジメント業務：要介護にならないように介護予防支援を行う
その他、認知症施策の生活支援体制整備事業など、関係課や関係機関等と連携し実施しています。

◎令和5年度の主な取組み

[介護予防の取組推進]

- ・地域の通いの場(サロン・百歳体操など)の活動支援
- ・シルバーリハビリ体操3級指導士養成研修
- ・通いの場でのフレイル予防教室 など

[認知症施策の充実]

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・チームオレンジの整備に向けての相談及び支援体制の充実
- ・認知症の人と家族を支える取組み(認知症カフェなど) など

地域包括ケアシステムの模式図



令和5年度は上記の重点事業に加えて、新たに、シルバー人材センター会員による訪問型サービスA事業、なかのと結び隊による有償ボランティアなどの町独自のサービスを創設しました。また、一般町民向けの成年後見セミナーの開催、在宅医療介護連携事業における映画上映会では460名もの多くの参加があり、正しく理解し地域で支えることについて、住民や関係者の学びの機会となったように思います。

なお、震災の影響のため1月からの事業には多少影響はありましたが、概ね計画していた事業については実施することができました。その他事業の詳細については、資料3-①をご覧ください。

2. 令和6年度中能登町地域包括支援センター(高齢者支援センター)事業計画(案)

【資料3-②】

第9期介護保険事業計画の基本理念に基づき、7項目の基本目標における主要施策について53項目の事業計画を予定しています。

3. 第1号介護予防支援業及び指定介護予防支援の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定について 【資料3-③】

介護予防支援業務とは、要支援者等が介護予防サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターが要支援者の心身の状況や環境を踏まえケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整を行うことです。

地域包括支援センターでは、この業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができ、令和6年2月末現在の委託事業者は15事業者になります。この度の能登半島地震により、金沢近郊等へ避難された方のケアプラン作成を委託した事業所が新たに3か所追加されています。

このことについて、中能登町地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づき、承認をお願いいたします。